

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は  
居住困難区域内の住宅用地の代替土地に係る固定資産税の特例適用申告書



二本松市長

年 月 日

〒

申告者 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名(名称) \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に所在する家屋の敷地の用に供されていた住宅用地に代わる土地を取得したので、地方税法附則第56条第13項の規定に基づく住宅用地の特例の適用について、次のとおり申告します。

1 代替に取得した土地の状況

所有者	住所(所在地)			
	氏名(名称)	警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の所有者との関係( )		
土地	所在地	二本松市		
	地積	m <sup>2</sup>	取得年月日	平成 年 月 日
	共有持分			

2 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地等の状況

住宅用地	所有者	住所(所在地)			
		氏名(名称)			
	所在地				
	地積	m <sup>2</sup>	取得年月日	年 月 日	
	共有持分				
家屋	所有者	住所(所在地)			
		氏名(名称)			
	所在地				
	種類		床面積	m <sup>2</sup>	

備考 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## 特例の内容と適用要件

### 1 対象者

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地(以下「警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地」という。)の所有者。住宅用地が共有物の場合は、その持分を有する者も含む。
- (2) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の所有者に相続が生じたときにおける相続人等
- (3) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の所有者の3親等内の親族で、その住宅用地の代わりに取得された土地の上に新築される家屋に住宅用地の所有者と同居する予定であると市長が認める者
- (4) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の所有者が法人である場合において、当該法人に合併が生じたときの合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は当該法人が分割によりその住宅用地に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人

### 2 被災住宅用地の要件

警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に所在する家屋の敷地として使用していた土地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けていた土地

### 3 代替土地の要件

警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の代わりとして取得した土地(その住宅用地に代わるものであると市長が認める土地に限り、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。)

### 4 代替土地の取得期間

警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日から警戒区域設定指示が解除された日又は居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日まで

### 5 特例の内容

代替土地のうち、警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地相当分の面積に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から3年間、1戸当たり200㎡までの部分は6分の1に、それ以外(家屋の床面積の10倍まで)は3分の1に相当する額を減額します。

### 6 添付書類等

- (1) 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に住宅用地を所有していた旨を証する書類
- (2) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地を確認できる書類  
⇒ 「平成23年度固定資産税課税台帳登録事項証明書」、「不動産登記事項証明書」(写)等
- (3) 代替土地を確認できる書類及び取得した土地を代替住宅用地として使用する予定であることを約する書類  
⇒ 「登記事項証明書」(写)等
- (4) 代替土地の所有者が警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の所有者の相続人  
⇒ 「戸籍謄本」(写)
- (5) 警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内の住宅用地の所有者の3親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に住宅用地の所有者と同居する予定である者  
⇒ 「戸籍謄本」(写)、「住民票」(写)、「住宅用地の所有者と同居する予定であることを約する書類」
- (6) 合併後存続する法人、合併により設立された法人等であることを証する書類 ⇒ 「法人の登記事項証明書」(写)
- (7) 必要に応じて、前記以外の書類を提出していただく場合もあります。また、被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。

※ 警戒区域設定指示が行われた日又は居住困難区域を指定する旨の公示があった日は、平成23年3月11日です。